

(証券コード 7585)

2026年9月10日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目1番1号

株 式 会 社 か ん な ん 丸

代表取締役社長 野々村 孝志

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにもアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://kannanmaru.co.jp/>



（上記ウェブサイトにもアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR資料室」「定時株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにもアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「かんなん丸」又は「コード」に当社証券コード「7585」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月25日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたく、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月28日（月曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番4号
埼玉会館 7階 7B会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第49期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人はこれらの事項を含む監査対象書類を監査しております。

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、賃金上昇の動きはみられるものの物価上昇に対する実質賃金の伸びは力強さを欠き、これに伴う節約志向の高まりなどから個人消費は伸び悩み、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

外食業界におきましても、インバウンド需要の恩恵を受ける一部を除き、日常利用を主体とする業態では消費者の生活防衛意識の影響を強く受けており、客数の増加に苦戦する中で客単価の上昇により売上高には一定の回復傾向がみられるものの、高止まりする原材料価格や物流費、最低賃金の引き上げに伴う人件費の上昇など、あらゆるコスト面での負担増が継続しており、事業環境は引き続き厳しい状況となっております。

このような経営環境の下、当事業年度におきましては、今後の成長に向けた既存業態の競争力強化に専念する期間と位置づけ、当社の最多業態となった大衆すし酒場「じんべえ太郎」の業態強化に経営資源を集中いたしました。具体的には、原価率の適正化とオペレーション負荷の軽減を両立させる新たなブランドメニューの導入や、地域のお客様の嗜好を反映したメニューの分化を試みるとともに、サービス品質の向上を通じて同ブランドの競争力強化に努めました。

一方で、前期までに業態転換を実施した店舗におきましては、安定的な集客基盤の確立に時間を要する店舗もあり、当初の計画を下回る推移となりました。

こうした状況を受け、当社は利益構造を改善すべく、売上と経費の両面から対策を講じました。売上面では客数増および客単価向上に向けた施策を展開し、経費面では適正原価の維持および人件費のコントロールに注力いたしました。具体的には、機動的なメニュー変更による原価率の改善をはじめ、収益性の高い時間帯へ営業を集中させるための営業時間変更や、店舗ごとの業務量・時間帯に応じた人員配置の最適化を実施し、生産性の向上と損益分岐点の引き下げを図りました。

しかしながら、これらの施策により客数減を客単価の上昇である程度補うことはできたものの、計画していた売上目標の達成には至りませんでした。結果として、継続するコスト高を吸収するに足る売上総利益を確保することができず、厳しい業績となりました。当社といたしましては、引き続き顧客満足度および企業価値の持続的な向上に向けて、着実に取り組んでまいります。

当事業年度末の店舗数は、大衆すし酒場「じんべえ太郎」13店舗、大衆割烹「庄や」10店舗、「日本海庄や」2店舗、Italian Kitchen「VANS AN」4店舗、カラオケルーム「kobanちゃん」1店舗、女性専用A I パーソナルジム「FURDI」2店舗の合計32店舗となっております。

上記の結果、当事業年度の業績は、売上高1,882,212千円（前期比0.6%増）、売上総利益1,300,957千円（同0.4%増）、営業損失は108,346千円（前期は営業損失139,905千円）となりました。

経常損失につきましては107,963千円（前期は経常損失136,830千円）、減損損失77,361千円を特別損失に計上したことにより、税引前当期純損失は185,327千円（前期は税引前当期純損失207,648千円）となり、当期純損失は189,185千円（前期は当期純損失218,524千円）となりました。

セグメントの業績については、次のとおりであります。

	料 理 飲 食 事 業	そ の 他
売 上 高 (前 期 比)	1,842,761千円 (0.7%増)	39,450千円 (6.9%減)
セグメント利益又は損失 (△) (前 期 比)	105, 868千円 (72.3%増)	△9,708千円 (－)

部門別売上高は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	売 上 高	構 成 比
じ ん べ え 太 郎 部 門	708,105	37.6%
庄 や 部 門	571,884	30.4
日 本 海 庄 や 部 門	189,879	10.1
V A N S A N 部 門	335,101	17.8
k o b a n 部 門	37,791	2.0
F U R D I 部 門	39,450	2.1
合 計	1,882,212	100.0

(注) 上記金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は15百万円で、業態変更及び既存店舗の改装に係る投資であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度の所要資金につきましては、株式会社埼玉りそな銀行より50百万円、株式会社商工組合中央金庫より100百万円、株式会社武蔵野銀行より80百万円の借入を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 (2023年 6 月期)	第 47 期 (2024年 6 月期)	第 48 期 (2025年 6 月期)	第 49 期 (当事業年度) (2026年 6 月期)
売上高(百万円)	1,335	1,649	1,871	1,882
当期純損失 (△) (百万円)	△295	△206	△218	△189
1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△77.53	△54.21	△57.33	△49.64
総資産(百万円)	1,681	1,782	1,539	1,369
純資産(百万円)	854	649	426	237
1 株当たり純資産額(円)	224.26	170.50	111.82	62.28

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ その他
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、消費者の生活防衛意識の高まりや各種コストの高止まり等により、引き続き予断を許さない状況が続くと想定しております。当期におきましては各種施策により利益改善の兆しが見えつつあるものの、そのペースは依然として緩やかなものに留まっております。次期（2027年6月期）におきましては、この利益改善をさらに加速させ、本格的な収益回復を果たすべく、以下の取り組みを推進してまいります。

第一に「売上創造」として、客数増と客単価向上の両輪に取り組みます。客数増に向けては、デジタルツールを活用した販促強化や、店舗における体験価値の向上を通じてリピーター獲得に努めます。客単価向上につきましては、推奨販売を組み込んだ接客オペレーションの確立と、高付加価値メニューの開発・提供を推進いたします。

第二に「収益構造の革新」として、適正な原価および人件費のコントロールを徹底いたします。原価面では、データに基づく発注・仕込みの最適化やロス管理を徹底し、人件費面では、精緻な工数管理に基づく人員配置の適正化や従業員の多能工化を推進することで、全社的な生産性向上を図ります。

店舗戦略におきましては、エリア特性や集客需要を見極めたうえで、業態転換を1～2店舗程度計画しております。

これらの施策を着実に実行するため、本部と店舗の役割を明確にしたうえで、店長やスタッフへの指導と対話を通じて目標に対する「共感」を醸成し、持続的な利益確保に向けて、全社一丸となって邁進する組織体制を構築してまいります。

なお、当期に計上いたしました減損損失77,361千円につきましては、将来の収益低下リスクを早期に解消し、次期以降における身軽で強靱な収益構造を構築するための経営判断と位置づけております。翌事業年度の業績見通しにつきましては、売上高2,000百万円、経常利益7百万円、当期純利益3百万円を見込んでおります。

(5) 使用人の状況（2026年6月30日現在）

区 分	使用人数	前事業年度末比 増 減	平均年齢	平均勤続年数
料理飲食事業	99名	3名減	48.3歳	11.7年
その他事業	5名	1名減	24.7歳	1.9年
合計または平均	104名	4名減	47.1歳	11.3年

(注) 上記使用人数には、パートタイマー及びアルバイトの期末人員数（8時間換算）73名は含んでおりません。

(6) 主要な借入先の状況 (2026年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	344,660千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	303,628千円
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	96,058千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	80,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,351,308株
- ③ 株主数 5,576名 (前期末比447名増)
- ④ 大株主 (上位10名) の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐 藤 榮 治	1,278千株	33.55%
有 限 会 社 群 青	400千株	10.49%
サ ン ト リ ー 株 式 会 社	82千株	2.16%
小 室 和 成	81千株	2.13%
か ん な ん 丸 従 業 員 持 株 会	49千株	1.30%
北 薫	44千株	1.18%
若 杉 精 三 郎	34千株	0.92%
三 石 修 二	25千株	0.66%
小 田 桐 輝	22千株	0.58%
佐 藤 立 樹	21千株	0.57%

(注) 1. 当社は、自己株式を539,832株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年6月30日現在）

氏 名	会 社 に お け る 地 位	担当及び重要な兼職の状況
野々村 孝 志	代 表 取 締 役 社 長	
三 留 雅 広	常 務 取 締 役	営業本部長
宮 永 一 彦	取 締 役	管理部長
菊 田 聡	監査等委員(常勤)である取締役	
保 坂 孝 徳	監査等委員である社外取締役	
山 本 浩 正	監査等委員である社外取締役	株式会社カーヴ・ド・リラックス代表取締役社長

- (注) 1. 取締役保坂孝徳氏及び山本浩正氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監査機能の強化や情報収集、その他監査の実効性を図るため、監査等委員 菊田聡氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 当社は、取締役保坂孝徳氏及び山本浩正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額を限度としております。当該責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。なお、当該責任限定契約につきましては、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で契約を締結することができる旨を定款で定めております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役であり、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	33,330	33,330	-	-	3
（うち社外取締役）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役（監査等委員）	9,240	9,240	-	-	3
（うち社外取締役）	(3,600)	(3,600)	(-)	(-)	(2)
合 計	42,570	42,570	-	-	6
（うち社外役員）	(3,600)	(3,600)	(-)	(-)	(2)

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査等委員である取締役の報酬総額の上限額を決定しております。取締役の報酬は、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、代表取締役により担当職務の内容、経営環境、業績への貢献度、従業員に対する処遇との整合性等総合的に勘案して、個人別報酬額を決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、監査等委員である取締役相互の協議により、個人別報酬額を決定しております。なお、当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等

ア. 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての事項

取締役の報酬限度額は2024年9月24日の決議において年額1億円以内（当該時点の取締役の員数3名）と決議されております。また監査等委員である取締役の報酬は年額2千万円以内（当該時点の監査等委員である取締役の員数3名）と決議されております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬等の額については、取締役会より一任された代表取締役社長野々村孝志が、当事業年度の業績、各取締役の担当業務、実績等を総合的に勘案して決定しております。株主様から委任されて経営する立場にある取締役のうち、経営責任者である代表取締役社長が上記に基づいて決定することが適切であると判断したためであります。

⑥ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役保坂孝徳氏と、当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役山本浩正氏は、株式会社カーヴ・ド・リラックス代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と株式会社カーヴ・ド・リラックスとの間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 保 坂 孝 徳	当期開催された取締役会12回全てに出席し、主に経営全般・管理・運営業務において専門的見地から発言を行っております。また、当期開催の監査等委員会12回全てに出席し、意見交換、協議を行っており、期待した役割を果たしております。
取締役 山 本 浩 正	当期開催された取締役会12回全てに出席し、主に人事戦略・経営戦略の専門的見地からの発言を行っております。また、当期開催の監査等委員会12回全てに出席し、意見交換、協議を行っており、期待した役割を果たしております。

⑦ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、継続的な安定配当を基本にしつつ、業績に応じた経営の成果を株主さまに還元することを基本方針といたしております。

しかしながら、当事業年度においては、多額の損失計上により利益剰余金がマイナスとなりましたため、今後の財政状況や資金需要等を総合的に勘案し、誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきます。

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	550,998	流 動 負 債	416,499
現金及び預金	466,100	買 掛 金	46,654
売 掛 金	46,734	短 期 借 入 金	150,000
原 材 料	16,392	1年内返済予定の長期借入金	86,592
前 払 費 用	18,141	リ ー ス 債 務	766
未 収 収 益	978	未 払 金	63,133
短 期 貸 付 金	1,154	未 払 費 用	19,582
そ の 他	1,496	未 払 法 人 税 等	4,570
固 定 資 産	818,189	前 受 金	565
有 形 固 定 資 産	554,338	預 り 金	21,943
建 物	310,806	賞 与 引 当 金	1,200
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	21,490
工 具 器 具 備 品	27,283	固 定 負 債	715,301
土 地	213,034	長 期 借 入 金	587,754
リ ー ス 資 産	3,213	リ ー ス 債 務	2,768
無 形 固 定 資 産	13,942	繰 延 税 金 負 債	15,151
電 話 加 入 権	12,955	資 産 除 去 債 務	109,627
ソ フ ト ウ ェ ア	987	負 債 合 計	1,131,800
投 資 その 他 の 資 産	249,908	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	18,730	株 主 資 本	232,265
出 資 金	20	資 本 金	50,000
長 期 前 払 費 用	6,737	資 本 剰 余 金	313,600
差 入 保 証 金	192,188	資 本 準 備 金	88,500
保 険 積 立 金	31,822	その 他 資 本 剰 余 金	225,100
そ の 他	409	利 益 剰 余 金	490,834
資 産 合 計	1,369,187	利 益 準 備 金	24,780
		その 他 利 益 剰 余 金	466,054
		別 途 積 立 金	800,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△333,945
		自 己 株 式	△622,168
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,121
		その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,121
		純 資 産 合 計	237,387
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,369,187

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,882,212
売 上 原 価	581,254
売 上 総 利 益	1,300,957
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,409,304
営 業 損 失	108,346
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,177
補 助 金 収 入	1,155
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,769
そ の 他	862
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,502
そ の 他	77
経 常 損 失	107,963
特 別 損 失	
減 損 損 失	77,361
店 舗 閉 鎖 損 失	2
税 引 前 当 期 純 損 失	185,327
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,905
法 人 税 等 調 整 額	△1,048
当 期 純 損 失	189,185

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月26日

株式会社かんなん丸

取締役会 御中

監査法人 八雲

東京都渋谷区

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

橋 川 浩 之

公認会計士

木 村 利 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社かんなん丸の2025年7月1日から2026年6月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人八雲の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月26日

株式会社かんなん丸 監査等委員会

監 査 等 委 員	菊 田	聡
社外監査等委員	保 坂	孝 徳
社外監査等委員	山 本	浩 正

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期における営業損失及び減損損失の計上に伴う当期純損失の発生、ならびに前事業年度末の繰越利益剰余金のマイナスを解消し、財務体質の健全化を図るとともに、将来における機動的な資本政策および配当政策の実施に備えるため、会社法第452条の規定に基づき、別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金への振り替えをさせていただきたいと存じます。

剰余金の処分に関する事項

①減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	500,000,000円
-------	--------------

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	500,000,000円
---------	--------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮し、かつ客観的な立場からより高度な職務遂行を適切に行うことができる環境を整備するため、現行定款第26条（取締役の責任免除）の対象に会計監査人を追加するものであります。

(2) 上記の変更に伴い、文言の追加等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

本定款変更は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第26条（取締役の責任免除） 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第26条（取締役および <u>会計監査人</u> の責任免除） 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。) <u>および会計監査人（会計監査人であった者を含む。）</u> の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。） <u>および会計監査人</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（3名）は、任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	の の む ら た か し 野々村 孝志 (1957年1月5日生) 再任	1980年4月 サントリー株式会社入社 2000年11月 株式会社ダイナック 経営開発室長 2005年4月 株式会社ダイナック 専務取締役営業統括本部長 2012年4月 サントリーパブリシティサービス株式会社 代表取締役社長 2016年9月 サントリー酒類株式会社 市場開発副本部長 2022年7月 当社顧問として入社 2022年9月 代表取締役社長（現任）	3,600株
【取締役候補者とした理由】 野々村孝志氏は、サントリー株式会社に入社以来、一貫して外食業界に携わっており、上場企業経営とそのガバナンス、FCチェーン店の運営ノウハウに豊富な知見を有しております。当社代表就任後もその幅広い知識と経験を活かし、業績回復並びに持続的成長と企業価値の向上に尽力しております。引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	み と め ま さ ひ ろ 三 留 雅 広 (1980年10月8日生) 再任	2002年4月 当社入社 2008年7月 当社営業部次長 2009年7月 当社営業部長 2011年9月 当社取締役 2012年7月 当社取締役営業本部副本部長兼西営業本部長 2014年7月 当社常務取締役営業本部長（現任）	1,600株
【取締役候補者とした理由】 三留雅広氏は、主に営業部門の責任者としての任務を通じ、当社の事業活動に関し、的確な視野での経験や見識を有し、営業部門を推進してまいりました。以上のことから引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	みやなが かずひこ 宮 永 一 彦 (1976年12月2日生) 再任	2006年12月 当社入社 2014年 7 月 管理部次長 2017年 7 月 執行役員管理部長 2024年 9 月 取締役管理部長（現任）	1,800株
	【取締役候補者とした理由】 宮永一彦氏は、入社以来管理部門全般を経験し、当社において経営全般及び管理・運營業務に関して豊富な知見を有しており、また経営戦略立案や営業推進においても中核的な役割を担っております。当社の業績回復並びに持続的成長を図るために引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「D&O保険」といいます。）を締結しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当社が締結しているD&O保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等が業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。（但し、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、当該保険契約により填補されません。）また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当社の株式 の 数
1	きくた さとし 菊 田 聡 (1957年11月2日生) 再任	1982年4月 株式会社武富士入社 2008年8月 当社入社 2009年7月 当社管理部部長 2011年7月 当社執行役員管理部長 2014年9月 当社常勤監査役 2024年9月 当社取締役（常勤監査等委員）(現任)	2,200株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 菊田聡氏は、入社以来管理部長を務めており、当社における豊富な業務経験と、飲食業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、当社の監査等委員としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役として引き続き選任をお願いするものであります。		
2	ほさか こうとく 保 坂 孝 徳 (1960年1月17日生) 再任 社外 独立	1978年6月 太平洋興発株式会社入社 2001年9月 株式会社ダイナック入社 2011年4月 株式会社ダイナック 人材開発 本部長・管理本部副本部長 2016年3月 株式会社ダイナック 取締役管理 統括本部長 2022年3月 株式会社ダイナック 常勤監査 役 2024年9月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	一株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 保坂孝徳氏は、飲食業を営む株式会社ダイナックにて、23年に亘り、管理部門及び人事部門の部門長を担っており、経営全般・管理・運営業務に多大な知見を有しております。また同社のIPO全般に携わった経験より、上場企業のガバナンス等にも精通しており、当社の社外取締役（監査等委員）としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当 社 の 株 式 の 数
3	やまもと ひろまさ 山 本 浩 正 (1961年7月8日生) 再任 社外 独立	1984年3月 サントリー株式会社 1998年9月 株式会社プロントコーポレーション 管理部長 2002年10月 サンリブ株式会社 業務推進部長 2007年9月 株式会社ダイナック 執行役員人材開発本部長 2011年4月 サントリーワインインターナショナル株式会社 執行役員経営戦略部長 2018年3月 サントリーコーポレートビジネス株式会社 管理部長 2019年9月 株式会社ファインズ 取締役経営管理部長 2024年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年4月 株式会社カーヴ・ド・リラックス代表取締役社長（現任）	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山本浩正氏は、サントリー社員として、サントリーグループの飲食企業・販売促進を担う企業・法人営業を担う企業・ワインビジネスを担う企業等において、人事戦略部門・経営戦略部門を経験することで会社経営に精通しており、当社の社外取締役（監査等委員）としてその職務を適切に遂行できるものであると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各監査等委員候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 保坂孝徳氏と山本浩正氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、保坂孝徳氏と山本浩正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「D&O保険契約」といいます。）を締結しており、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、被保険者となります。D&O保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等が業務につき行った行為（不作為を含みま

す。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)です。なお、D&O保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。また、D&O保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
さかもと こうじ 坂 本 光 司 (1961年12月22日生)	1985年4月 株式会社ハリカ入社	一株
	1989年8月 株式会社ダイナック入社 人事・総務部長	
	2007年9月 株式会社プロジェクト入社 経営開発室、人材開発室、秘書室	
	2010年1月 株式会社ラムラ入社 執行役員人事・総務部長 経営企画担当部長兼務	
	2016年4月 株式会社HANATOUR JAPAN入社 人事総務部長、内部監査室長、上場準備室長	
	2022年5月 株式会社コパ・コーポレーション 常勤監査役（現任）	
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】		
坂本光司氏は、外食大手2社にて人事・経営企画部門の経験を有し、また2社でIPO業務に携わり、現在も上場企業の常勤監査役を担っており、経営全般・ガバナンス・人事採用面での知見を有しております。当社の社外取締役（監査等委員）としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠候補者としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 坂本光司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂本光司氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 坂本光司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 当社は坂本光司氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「D&O保険契約」といいます。）を締結しており、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、被保険者となります。D&O保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等が業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）です。なお、D&O保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。また、D&O保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

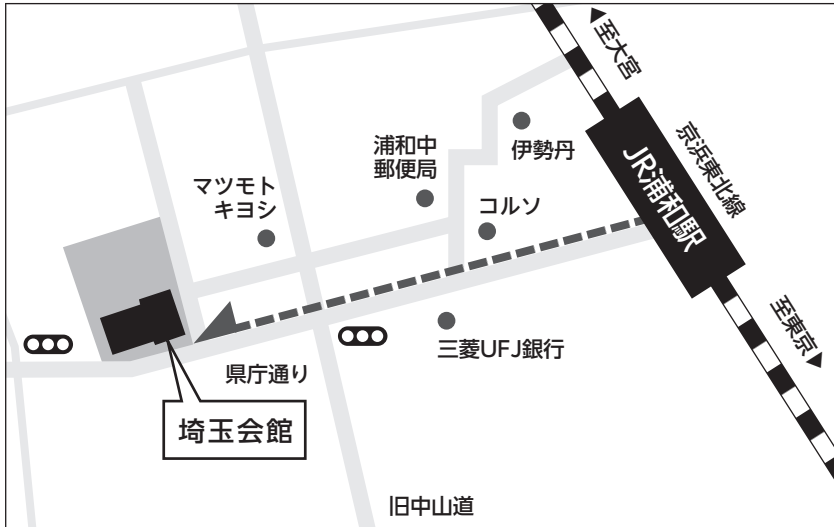
第49回定時株主総会会場ご案内図

場 所 埼玉会館 7階 7B会議室

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-4

電話 (048) 829-2471

J R 浦和駅 (西口) より徒歩約 6 分



(お知らせ)

- ・株主総会当日にお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日ご出席いただいた際にサポートが必要な方は、会場スタッフへお声がけください。